

北のくらし きらめく

北海道立消費生活センター

主な内容

- 地域消費者被害防止
- ネットワークをつくりましょう…2、3
- 北海道消費生活条例が一部改正…3
- 11月22日「美容医療」特別相談…3
- 値上げの秋? ……………4
- 北電料金再値上げ ……………4
- 通信サービス変更トラブル ……5
- 電球、テレビの節電方法…6、7
- くらしのセミナーほか ……………8



木枯らしの季節 (札幌)

札幌郊外の木々に吹きつける風も急に冷たくなり、いよいよ冬が近いことを思い知らされる。

(全道展会員 山下 脩馬)

〒060-0003
札幌市中央区北3条西7丁目道庁別館西棟
TEL (011)221-0110
FAX (011)221-4210
<http://www.do-syouhi-c.jp/>



道立消費生活センターを騙る投資勧誘などにご注意を!
ご相談は☎050・7505・0999へ



あなたのマチにも

つくりませんか?!

地域住民を悪質商法から守るための「消費者被害防止ネットワーク」が、道内には50の地域に設置されています。ネットワークの名称はさまざまですが、福祉団体や学校、消費者団体などが連携し、地域に目を光らせています。消費者庁もネットワークの有効性を認めており、設置を奨励しています。未設置の地域に対しては当センターや北海道消費者協会から呼び掛け、概要や設置方法などについてアドバイスをしています。お気軽にお問い合わせください。

消費者被害防止 ネットワーク

■小さく産んで…

地域ネットワークの構成団体は市町村や警察、消費者団体、町内会、社会福祉団体、学校などです。中には郵便局や金融機関、商工会、コンビニ、小売店なども加入し、数十団体に上るところもあります。しかし、ある自治体のネットワークは4団体からスタート、現在十数団体にまで広がっており、「小さく産んで大きく育てる」のがコツかもしれません。

既存の団体を活用する方法もあり、交通安全などを主目的とする団体がネットワークを立ち上げた事例もあります。

■情報を共有、連絡

構成団体は悪質商法の情報があれば速やかに関係団体に連絡する体制を作っています。啓発活動や高齢者宅の見守り活動などを行うこともあります。

未然防止ができた事例を紹介し「住民から不審な訪問販売の情報」が、構成団体の一つである消費生活センターに入る「↓センターの職員と町の担当者が現場に向いて確認」↓センターからネットワーク構成団体の警察へ連絡、説明。ほかの構成団体へも注意文書を「一斉送信」↓「警察官がパトロール、職務質問、町の広報車も巡回」↓「セールスマン

は撤退」。このような連携プレーにより悪質業者を撃退します。

ほかにも効果的な事例として「故人に対してありもしない借金の返済を請求してくる被害が多発したため、火葬場に架空請求の注意喚起の張り紙をしたところ、未然防止に役立った」「加入している大工さんの団体が、白アリ駆除被害が横行したときに大活躍した」「加入している地元の新聞社が積極的に被害事例やネットワークの動きを報道、防止に一役買っている」などが挙げられます。各団体が知恵を出し合い工夫を重ねて効果を上げています。

■相談件数も増加傾向

当センターに寄せられる消費生活



に関する相談件数は徐々に減少していましたが、平成25年度は5918件で、9年ぶりに前年度を238件上回りました。

25年度の特徴としては、健康食品の送り付け商法や大手メーカー化粧品による白斑被害に関する相談、ふとんやソーラーシステム、火災保険を利用した住宅リフォームなどの悪質な訪問販売件数が増加したほか、アダルトサイトの不当請求やインターネット通販による相談も多く寄せられています。

このことから地域ネットワークの必要性はますます高まっていると考えられます。



道消費生活条例が改正

北海道消費生活条例の一部が改正されました。本条例では、従前から、事業者が消費者から物品を購入する取引についても規制の対象としていましたが、いわゆる「押し買い」を新たに規制の対象とした特定商取引法の改正の趣旨に鑑み、条例全体に

11月22日に特別相談

「美容医療」トラブル

美容医療サービスの普及の一方で、トラブルも相次いでいることから、当センターと札幌弁護士会の共催で11月22日(受付時間午前10時から午後3時)に特別相談を実施します。電話と来所相談がありますので、ご利用ください。

消費者庁によると全国の消費生活センターに寄せられた美容医療サービスに関する相談は、平成22年からの3年間で5千件を超えており、なかには生命・身体にかかわる深刻なものも発生しているとのことです。当センターに寄せられた事例は「高額な審美歯科の治療費を払った

において、事業者が消費者から物品を購入する全ての取引が対象であることを明らかにしました。

「押し買い」とは事業者が消費者宅等を訪れ、貴金属などを強引に買い取るもので、相場よりも安い価格だったり、返却を求めても応じなかったりするなどのトラブルが相次いでいました。

のに治療が進まない」「勧められた美容整形手術をしたのに、2週間でもとに戻った」「転居し通えず、レーザー脱毛の未施術分を返金してほしい」など。

相談は無料(通話料のみ)。特設電話番号 ☎011・271・2221(当日のみ)。事前予約が必要ですが、当日の来所相談も受け付けています。☎011・221・0110へ。



値上げの秋?!

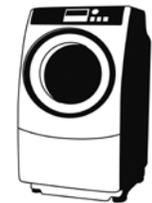
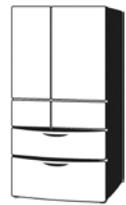
灯油100円台、 コツコツ節約



消費税増税や円安の進行で、乳製品やコーヒー製品などに続いて外食や航空運賃、損害保険料など、商品の値上げが続きます。灯油価格も10月初旬の調査で全道平均1ℓ105円88銭(北海道消費者協会調べ)と高止まりで推移しており、冬を迎えるにあたり家計を圧迫しそうです。加えて11月からは電気代が家庭用で15・33%再値上げされました(11月から3月まで軽減措置がとられます)。「もうこれ以上節約は無理」と悲鳴が聞こえそうですが、今一度あらためて体調を崩さない範囲内で節電、省エネを心掛けましょう。家庭でできる省エネポイントをまとめました。

◇家電製品など

- ・**テレビ** こまめに消す／明るさを抑える／画面の掃除
- ・**冷蔵庫** ドアの開閉を少なく短く／熱い物は冷ましてから／詰め込み過ぎない／冷蔵庫の上に物を置かない／ドアパッキンをチェック
- ・**洗濯機** まとめ洗い／入れすぎ注意



- ・**掃除機** 紙パックやフィルターをチェック／お掃除モード使い分け／かける前に部屋の片付け
- ・**ジャー炊飯器** 長期の保温はしない／タイマーを上手に使う／使わないときは電源プラグを抜く
- ・**アイロン** 余熱を利用する
- ・**照明器具** こまめに消す／掃除をする／適切な明るさで

(パナソニック㈱ホームページより)

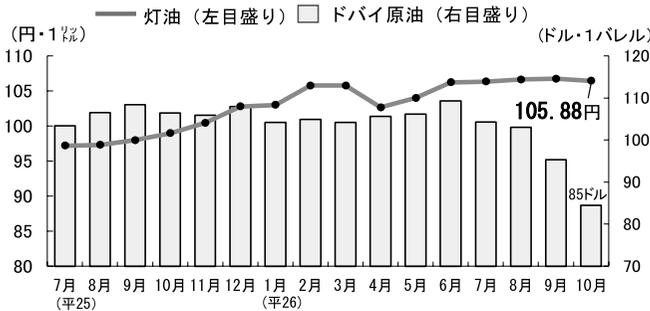
◇部屋の暖房

- ・室温設定は20℃
- ・部屋着を工夫
- ・カーテンは厚手の床まで届くサイズに
- ・扇風機を使って空気を循環
- ・お出かけや就寝15分前に暖房を消す



(北海道経済産業局「実践!おうちで省エネ」より)

【最近の灯油価格の推移】



家庭用で約15%アップ 電気料金再値上げ

北海道電力の家庭向け電気料金の再値上げが、10月15日に経産省により認可されました。値上げ幅は平均15・33%で、11月1日から実施されました。東日本大震災以降、全国7電力会社が値上げしましたが、再値上げは初めてです。北電は当初、値上げ幅を平均17・03%と申請していましたが、札幌市内で開かれた公聴会などに

出席した消費者団体などから「もっと経営効率化を」「道内経済の崩壊につながるかねない」などとする批判が相次いだことから、値上げ幅は圧縮されました。それでも家計や企業(平均20・32%値上げ)に与える影響は多大なことから、激変緩和措置がとられることとなり、来年3月末まで家庭向けは平均2・9%、企業向けは平均3・84%値上げ幅が抑制されます。

通信サービス変更

本当にお得？ 内容を確認！

Q1

光回線の料金が安くなると電話で変更を勧められ、よくわからないまま契約してしまっただけ。調べてみるとそれほど安いわけではないようだ。3日後に工事予定だが、契約先を変えたくないのに解約したい。(50代、男性)

Q2

昨日、プロバイダの乗り換えを電話で勧められ、考える間もなく申し込んだ。事業者がパソコンを遠隔操作して設定したが、不安になったので解約したい。(40代、女性)



050-7505-0999

A

インターネットを利用するにあたっては、通信会社との回線契約(光回線など)と、プロバイダとのインターネット接続サービス契約を結び必要があります。これらの通信サービスは電話勧誘販売であっても特定商取引法が適用されないため、法的なクーリング・オフの制度はありません。

Q1のような回線契約については、回線敷設工事を行う前(開通工事の完了まで)であれば、一切の負担なく解約が可能とする業界団体の自主ルールがあります。相談者にはその旨伝え、事業者に解約を申し出るようアドバイスしました。

Q2の場合、当センターから事業者へ問い合わせたところ、自主的にクーリング・オフ制度を設けているとのことで解約料を負担せずに解約できました。事業者に自分のパソコンの遠隔操作を許すということは、自分のパソコン



コン内にある情報を勧誘業者が見たり、自由に操作できたりすることになり、情報が漏れる危険性があることを知っておきましょう。インターネット回線契約やプロバイダ変更の勧誘トラブルに関する相談が急増しているため、独立行政法

人国民生活センターは注意を呼び掛けています。

大手電話会社、もしくはその関連事業者だと誤解させて勧誘している場合もあるので、契約の際は契約先を必ず確認して書面の交付を求め、現在の利用料よりも何がいくら安くなるのかなど内容を確認しましょう。新たな契約の必要がなければさっぱりと断りましょう。

光回線やプロバイダを変更した場合、料金が二重に発生してしまったりといった相談も寄せられています。変更前の事業者へ解約を申し出ない限り、契約が継続してしまうことがあります。解約には違約金が必要な場合もあるので、違約金も含めた費用負担も考慮しましょう。

電気通信事業法改正へ

総務省は通信サービスを規制する「電気通信事業法」について平成27年度の一部改正を目指し検討しています。消費者が通信会社と結ぶ回線サービス契約やプロバイダ契約、ケーブ

ルテレビなどについては、契約の初期段階であれば解約できるルールが設けられる予定です。契約から何日以内なら取り消せるかといった詳細は現時点では未定です。

LEDは省エネ効果大、テレビは画質調整して ～電球とテレビの節電方法～

灯油や電気代の値上がりにより、今冬も省エネを余儀なくされそうです。前号では冷蔵庫の節電効果の検証結果を紹介しましたが、今号では省エネ型の電球（LED、蛍光型）と液晶テレビの検証結果を紹介します。

省エネ型電球

○電気代と寿命時間

明るさが白熱電球60W相当のLED電球と蛍光型電球の消費電力は9.0Wと10.9Wでした。

白熱電球は53.9WでLED電球の約6倍、蛍光型電球の約5倍でした。24時間使用したときの電気代はLED電球5.2円、蛍光型電球6.3円だったのに対し白熱電球は31.0円でした。

寿命時間（表示）はLED電球40,000時間、蛍光型電球6,000時間、白熱電球は1,000時間でした。1日8時間使用した場合、LED電球13.7年、蛍光型電球2.1年、白熱電球0.3年です。

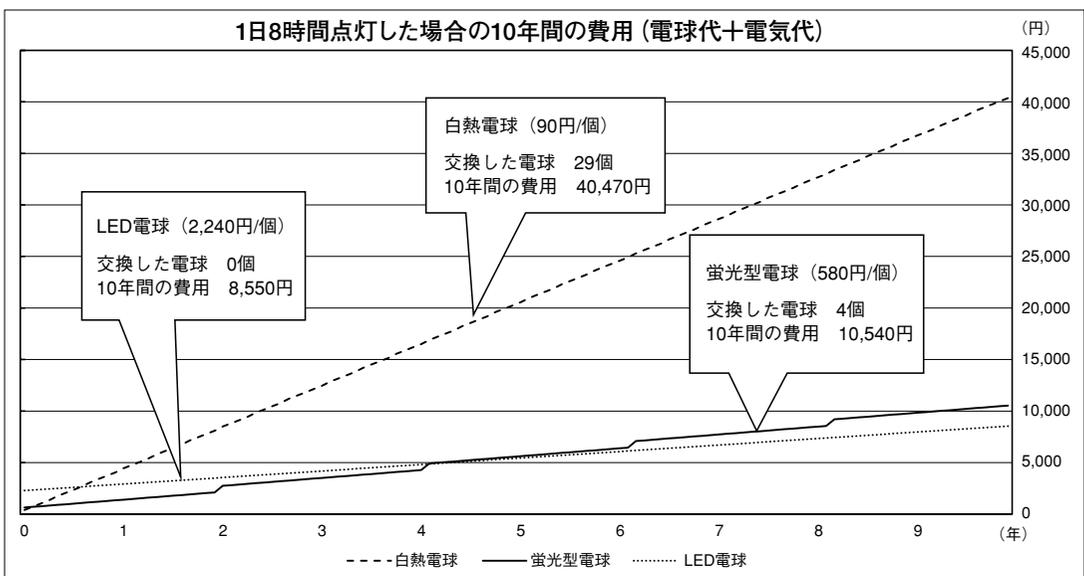
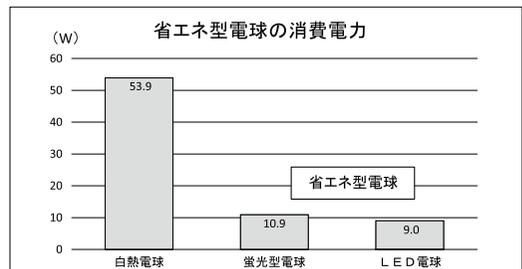
○経済性（電気代、電球代）

10年間（1日8時間）使用した場合、LED

電球は8,550円、蛍光型電球は10,540円でした。白熱電球は40,470円と、省エネ型電球に比べ約4倍、金額で約3万円もの差が生まれました。

電球のまとめ

- ・省エネ型電球は、消費電力、寿命時間（表示）ともに白熱電球に比べ省エネ性能が大きい。10年間使用した場合の費用は、白熱電球は省エネ型電球の約4倍、金額で約3万円と大きな差がありました。
- ・白熱電球の価格は安価ですが、寿命時間が短く消費電力が大きいいため、蛍光型電球では



約2カ月、LED電球は約9カ月で白熱電球の費用を逆転し、LED電球は4年2カ月で蛍光型電球の費用を逆転しました。

・LED電球は10年以上交換不要なので、電球交換のしにくい場所への取り付けに適しています。

電球別比較

	白熱電球	蛍光型電球	LED電球
価格(円)	90	580	2,240
消費電力(W)	53.9	10.9	9.0
寿命時間(表示)(時間)	約1,000	約6,000	約40,000
点灯可能日数(日)	125	750	5,000
年間電気代(円)	3,777	764	631

※年間電気代及び点灯可能日数：1日8時間点灯した場合

左から白熱電球、
蛍光型電球、LED
電球



<省エネで長寿命なLED電球>

LED電球の消費電力は白熱電球の約6分の1なので大きな省エネ効果が期待されます。また、蛍光型電球と違い、室温に関係なくすぐに明るくなるので、トイレや玄関、廊下などに適しています。寿命時間が長いので、交換しにくい場所への取り付けに便利です。

白熱電球は発光部分が高温になりますが、LED電球はあまり熱くなりません。調光機能のついた照明器具には使用できないタイプもありますので、注意しましょう。

テレビ

比較的新しい(2012年製)32型液晶テレビの待機電力と明るさ(輝度)及び音量を変えた場合の消費電力の違いを調べました。

○待機電力

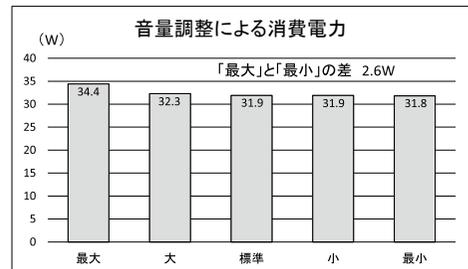
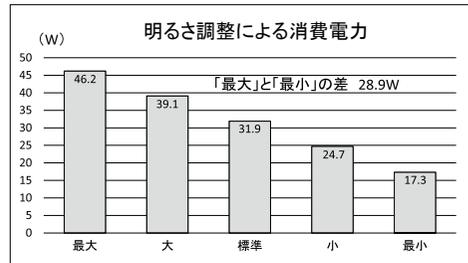
本体主電源「切」の場合は0.10W、リモコンで「切」0.14Wとほとんど変わりませんでした。

○明るさ調整による消費電力

色合いや色の濃さなどの調整では消費電力にほとんど変化はないものの、明るさの変更で消費電力に大きな差が生じました。

○音量調整による消費電力

一般的視聴音量では、音量調整による消費電力の変化はほとんどありませんでした。



テレビのまとめ

- ・テレビ本体主電源「切」とリモコン電源「切」では、待機電力はほとんど変わりませんでした。
- ・画質調整による消費電力は、明るさの調整で大きく変わりました。「最大」から「標準」にすることにより14.3W減少し、6時間視聴した場合、年間751.6円の電気代節約となります。
- ・音量による消費電力の違いは「最大」から「最小」にしても2.6Wとほとんどありませんでした。

消費者へのアドバイス

○省エネ型電球 白熱電球は電気代が高いため節電効果の大きい省エネ型電球に順次変えていきましょう。適切な明るさで使用し、使っていない明かりはこまめに消しましょう。定期的に掃除しましょう。

○テレビ 見ないときはこまめに電源を切り、画面の明るさを抑えると消費電力が下がります。最近のテレビは待機電力が少ないのでコンセントを抜かなくても電気代はほとんどかわりません。

テーマはサブリヤ

老年学など

くらしのセミナー

日 時	内容と講師
11月19日(水) 午後1時 ～午後3時	「あなたは知っていますか? ～正しく知りたいサブリと健康食品」北海道薬剤師会
12月10日(水) 午後1時 ～午後3時	「続・超高齢未来に向けて ～老年学(ジェロントロ ジ)の挑戦 パートII」特定 非営利活動法人 北海道 ジェロントロジー推進協会

「安心して住むために」

12月に消費者フォーラム

平成26年度「北海道ブロック地方消費者グループ・フォーラム」が12月8日に札幌市内で開催されます。テーマは「地域で安心して住み続けるために」～私たちができること。フォーラムは2部構成で第一部は午前10時から、消費者庁の板東久美子長官が基調報告を行った後、幼児

当センターは、消費生活に役立つ「くらしのセミナー」を無料で開催しています。道民カレッジ連携講座です。11月以降はサブリヤや老年学などをテーマに取り上げる予定です(表参照)。奮ってご参加ください。申し込み、問い合わせは教育啓発グループへ。

食の安全やスマホをテーマに
リーダー研修講座

平成26年度 第2回消費生活リーダー研修講座を11月27、28の両日、当センター「くらしの教室」で開催します。両日とも午前の部(10時から正午)、午後の部(1時から3時)が

期から高齢期のライフステージごとの消費生活における課題や解決策などを5、6団体がリレーで報告します。第2部は午後1時20分から、寸劇披露の後、参加者による意見交換が予定されています。

開催会場は北海道建設会館(中央区北4西3)、参加無料。内容などの問い合わせは、ホクネット(☎011・221・5884)へ。

あり、初日のテーマは「近年の食の安全・安心に係わる問題について」「スマートフォンとの基礎知識と消費者トラブル」、2日目は「改正消費者安全法を解説する」「最近の悪質商法の被害と行政措置状況」。

見学しませんか

当センターには食品の成分や製品の性能などを調べる商品テスト室や、その結果を分かりやすく紹介した展示ホールがあり、随時、見学を



受け付けています。平成25年度は45団体が訪れました。写真!!
見学のほかに悪質商法の手口などを学ぶ消費生活講座や、衣・食の体験講座、糖分や合成着色料の簡易実験などにも対応できますので、学校や町内会、福祉団体などの研修メニューに加えてみてはいかがでしょうか。

利用は無料、2名以上は要予約。講座の内容等については相談に応じます。問い合わせ、申し込みは教育啓発グループへ。

ホームページのご案内

当センターのホームページでは、悪質商法の最新事例や製品事故情報、商品テストの結果などを紹介しています。ご活用ください。
<http://www.do-syouthi-c.jp/>

北海道立消費生活センター

札幌市中央区北3西7

北海道庁別館西棟

TEL 011・221・0110

FAX 011・221・4210

相談専用電話 050・7505・0999

当センターは(一社)北海道消費者協会が指定管理者として業務を行っています。